

第3回 名寄市農業委員会総会（令和8年3月）会議録

日 時 令和8年3月26日（木）

午後1時30分 開始

午後2時45分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	報告第1	名寄・智恵文地区農地小委員会報告について		
第3	議案第1	設定された権利の合意解約について	7件	承認
第4	議案第2	農用地利用集積等促進計画案の提出について	38件	承認
第5	議案第3	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	3件	承認
第6	議案第4	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第5号	農地法第5条第1項第の規定に係る許可申請について	1件	承認
第8	議案第6号	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件確認について	24件	承認
第9	報告第2号	農地法第4条第1項第9号の規定に係る申し出について	1件	

第3回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	10番 高橋尚幹	19番 村中洋一
2番 小川和則	11番 横田浩二	20番 北野雅嗣
3番 又村裕司	12番 越孝則	21番 藤野修一
4番 山上 瞳	13番 沼田清憲	22番 新田 司
5番 上手浩幸	14番 住田美紀	24番 伊藤貴美
6番 竹部裕二	15番 林 秀典	25番 安達啓治
7番 鈴木康裕	16番 菅原一徳	26番 中野寿子
8番 南原政幸	18番 清水康史	27番 菅野真記子
9番 鈴木英二		

欠席

17番 菊池愛子 23番 小田桐正彦

第3回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和8年3月26日(木) 午後1時30分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和8年第3回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和8年第3回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員25名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3
項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、18
番 清水委員、20番 北野委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、清水委員、北野委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、報告第1号「名寄・智恵文地区農地小委員会報告について」**です。
清水小委員会委員長より報告をお願いします。

清水委員： 令和8年3月16日風連庁舎3階委員会室にて開催いたしました。法人認定の可否につい
て、審議の対象である法人代表の平間京太氏から説明を求め、その後、出席委員による審
査を行っています。農地法第2条第3項に規定される要件を審査したところ、全ての要件
において的確であると認められました。

議 長： 清水小委員会委員長より名寄・智恵文地区農地小委員会報告について報告がありました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第1号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供し
ます。**番号55番、番号56番**は竹部委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与
の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩といたします。
(13:34)

議 長： 議事を再開いたします。(13:34)
番号55番、番号56番を審査いたします。事務局の説明を求めます

高松主事： (議案第1号 番号55番、番号56番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号55番、番号56番を原案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号55番、番号56番は原案のとおり決定いたしました。暫時休憩といたします。(13:35)

議 長： 議事を再開いたします。(13:35)
続きまして、**番号57番から番号61番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第1号 番号57番から番号61番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号57番から番号61番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号57番から番号61番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」**を議題に供します。**売買**の審査を行います。**番号98番から番号101番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号98番から番号101番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

竹部委員： はい。

議 長： 竹部委員。

竹部委員： 6番 竹部です。番号98番から番号101番について説明します。今月11日に私と、清水委員、高橋委員、事務局であっせん委員会を開催しております。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央にピンクのマーカーで砺波とありますが、その付近および南の区画に所在地があります。〇〇〇〇さんの体調不良に伴い売買する案件となります。受け手については、隣接地を耕作する〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとなりました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、竹部委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号98番から番号101番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号98番から番号101番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査をいたします。**番号95番、番号96番**は竹部委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩といたします。
(13:40)

議 長： 議事を再開いたします。(13:40)
番号95番、番号96番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号95番、番号96番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 18番 清水です。番号95番、番号96番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。ピンクのマーカーで共和とあります。北側に南大橋があり、その右下の十八線と交わる付近が所在地となります。農地を維持するため、1年間賃貸する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号95番、番号96番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号95番、番号96番を原案のとおり決定することにいたしました。暫時休憩といたします。(13:45)

議 長： 議事を再開いたします。(13:45)
続きまして、番号97番、番号98番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号97番、番号98番までを読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号97番、番号98番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央上に道道日進名寄線とあります。左に進み線路を超えた左付近が所在地となります。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号97番、番号98番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号97番、番号98番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号99番、番号100番**については、村中代理より意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。(13:50)

議 長： 議事を再開いたします。(13:50)
番号99番、番号100番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号99番、番号100番までを読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

村中委員： 19番 村中です。番号99番、番号100番について説明します。本件は、〇〇〇〇さん個人の農地を法人である〇〇〇〇に賃貸借する案件となります。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号99番、番号100番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号99番、番号100番を原案のとおり決定することいたしました。席移動のため暫時休憩といたします。(13:52)

議 長： 議事を再開いたします。(13:52)
続きまして、**番号101番から番号104番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号101番から番号104番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号101番から番号104番について説明します。それぞれ相続した農地を賃貸更新の案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号101番から番号104番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号101番から番号104番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号105番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号105番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

越 委員： はい。

議 長： 越委員。

越 委員： 12番 越です。番号105番について説明します。本件について、公社と貸付タイプにより賃貸する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、越委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号105番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号105番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号106番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号106番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 16番 菅原です。番号106番について説明します。本件について、公社と貸付タイプにより賃貸する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号106番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号106番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号107番、番号108番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号107番、番号108番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号107番、番号108番について説明します。土地の所在については、地図の9ページをご覧ください。真ん中にピンクのマーカーで旭とあります。その下に三十一線とあり、「三」の右付近に所在地があります。本件は、賃貸借の更新の案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号107番、番号108番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号107番、番号108番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号109番、番号110番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号109番、番号110番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 11番 横田です。番号109番、番号110番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで道道下川風連線とあります。その下の御料三線との間付近が所在地となります。新規での賃貸借の案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号109番、番号110番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号109番、番号110番を原案のとおり決定することになりました。

議 長： 続きまして、**番号111番、番号112番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号111番、番号112番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 1番 飯村です。番号111番、番号112番について説明します。本件については、公社を介して賃貸更新の案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号111番、番号112番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号111番、番号112番を原案のとおり決定することになりました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査をいたします。
番号28番、番号29番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号28番、番号29番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号28番、番号29番について説明します。〇〇〇〇さんの法人化に伴う使用貸借の案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号28番、番号29番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番、番号29番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号30番から番号33番**は、村中代理から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。(14:07)

議 長： 議事を再開いたします。(14:07)
番号30番から番号33番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号30番から番号33番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号30番から番号33番について説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係にあり、法人化により会社と使用貸借する案件となります。〇〇〇〇さんとの使用貸借についても、法人化のため、会社と使用貸借を更新する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号30番から番号33番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番から番号33番を原案のとおり決定することにいたしました。席移動のため暫時休憩といたします。(14:11)

議 長： 議事を再開いたします。(14:11)
続きまして、**番号34番、番号35番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号34番、番号35番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号34番、番号35番について説明します。本件は、相続農地を息子が使用貸借する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番、番号35番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番、番号35番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして**番号36番、番号37番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号36番、番号37番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 21番 藤野です。番号36番、番号37番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。真ん中に二十一線とあります。そこから西に進み、基線と東一号の間が所在地となります。公社を通して法人へ使用貸借する案件です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号36番、番号37番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号36番、番号37番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**番号38番、番号39番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号38番、番号39番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号38番、番号39番について説明します。本件は、以前貸借をしていましたが、内容を見直し使用貸借で更新する案件です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号38番、番号39番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番、番号39番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、本日配布した追加議案の**売買の番号102番、番号103番**、および**賃貸借の番号113番、番号114番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 追加議案を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。追加議案について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に黄色のマーカで二十四線とあります。「線」の右下付近が所在地となります。高齢による体調不良のため売買となりました。地域での協議の結果、〇〇〇〇さんが買い手となりました。賃貸借については、売買予定の農地ですが分筆等必要なため、賃貸借となっています。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、売買の番号102番、番号103番、賃貸借の番号113番、番号114番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって売買の番号102番、番号103番、賃貸借の番号113番、番号114番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 以上をもって、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」はすべて決定され、農業委員会の意見を付して北海道農業公社に計画策定要請を行うこととします。

議 長： 続きまして、日程第5、**議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号32番、番号33番**は村中代理から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（14：23）

議 長： 議事を再開いたします。（14：23）
番号32番、番号33番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任：（議案第3号 番号32番、番号33番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号32番、番号33番について説明します。所在については、地図の5ページをご覧ください。番号58番の区画に名寄高校があり、その西側付近が所在地となります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの両者合意の上で使用貸借する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号32番、番号33番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番、番号33番は原案のとおり決定いたしました。席移動のため暫時休憩といたします。(14:27)

議 長： 議事を再開いたします。(14:27)
続きまして、**番号34番**を審査いたします。事務局の説明を求めます

鈴木康裕主任： (議案第3号 番号34番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 14番 住田です。番号34番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで中央とあります。その右側、二十五線と二十六線の間と東八号が交わる付近が所在地となります。隣接地で耕作する〇〇〇〇さんへ売買する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第4号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

熊田主幹：（議案第4号を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 14番 住田です。番号5番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十四線と二十五線の間と東六号交わる付近が所在地となります。格納庫新設のため転用する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第7、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号3番は村中代理から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（14：33）

熊田主幹：（議案第5号を読み上げ説明する。）

村中委員： 19番 村中です。番号3番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。右に朝日とピンクのマーカーであります。朝日から国道を横断した付近が所在地となります。土地改良のため一時転用する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。（14：35）

議 長： 続きまして、日程第8、議案第6号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件確認について」を議題に供します。本件は、竹部委員、伊藤委員、北野委員、菅野委員、

鈴木英二委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願います。暫時休憩といたします。(14:36)

議長： 議事を再開いたします。(14:36)
事務局の説明を求めます。

鈴木康裕主任： (議案第6号を読み上げ説明する。)

議長： 説明が終わりました。
本件、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。よって農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件確認については、原案のとおり決定いたしました。
席移動のため暫時休憩といたします。(14:39)

議長： 議事を再開いたします。(14:40)
続きまして、日程第9、報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出について」報告があります。番号3番について、清水委員より報告願います。

清水委員： 18番 清水です。番号3番について報告いたします。〇〇〇〇さんが新たに乾燥施設を建設するため既存施設の拡張となります。以上です。

議長： 清水委員より報告がありました。

議長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第3回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____